

ひろしま企業健康宣言 スタートブック



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かねて

■ 健康経営とは？

従業員の健康管理や健康増進への取組みやコストを必要な「投資」と捉えて戦略的に実行することです。

■ 健康経営のメリット

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

生産性向上

モチベーション向上、
欠勤率低下、人材の
獲得、定着率の向上

負担軽減

医療費節減による
健康保険料負担の
抑制

ステータス向上

企業ブランドのアップ
対外・対内イメージや
知名度の向上

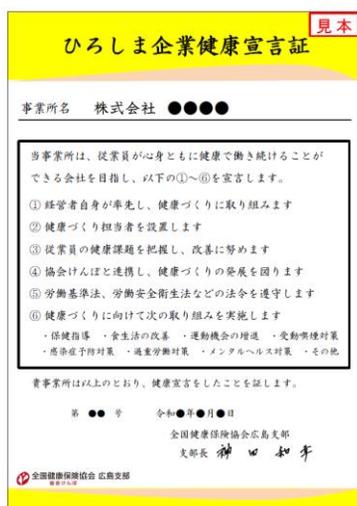
リスク管理

事故や労働災害の
発生の予防、けが
や病気の予防

1 社内外への周知に「宣言証」を掲示

「宣言証」は社内の目のとまるところに、掲示しましょう！

※宣言証の再交付の場合は、協会けんぽ広島支部までご連絡ください。



見本

応接室

掲示板

ホームページに

宣言証は無期限有効です
再度エントリーは不要です

- 自社のホームページに、健康経営や健康づくりに関する今後のスローガンや取組事項も合わせて、掲載しましょう。

【スローガン（例）】

社員が「健康」で長期間勤務できる企業を目指します。

【健康経営の取組み（例）】

- ・ 社員の定期健康診断を100%実施します。
- ・ 再検査、精密検査、要治療の社員へ2次検診受診を勧奨します。
- ・ 定時退勤日（毎週水曜日など）の設定をしています。
- ・ 自転車・徒歩通勤の推進に取り組んでいます。
- ・ 喫煙者ゼロを目指し、敷地内全面禁煙に取り組んでいます。

《宣言証（見本）》

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3 すべての人に健康と福祉を

8 働きがいも経済成長も



全国健康保険協会 広島支部

協会けんぽ

(2022.8)

《ひろしま企業健康宣言に係る年間スケジュール》

| トピックス | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|----------------------|-----|-----|-------------|----|----|
| い・ろ・か（ひろしま企業健康宣言通信）の発行 | | | 夏号 | | | 秋号 | | | | 冬号 | | 春号 |
| チェックシートの送付 | | 中旬 | | | | | | | | | | |
| 健康づくり優良事業所の認定 | | | | | 上旬 | | | | | | | |
| 健康経営優良法人受付期間（経済産業省） | | | | | | | | | | | | 発表 |
| 健康経営優良法人サポートブックの送付 | | | | | | 中旬 | | | | | | |
| ヘルスケア通信簿の発送（被保険者10名以上） | | | | | | | 速報版の発行可能 希望事業所の受付 | | | 最終版 発送予定 | | |
| 広島県健康経営優良企業表彰（広島県） | | | | | | | | | | | | |
| 好事例集の発行 | | | | | | | | | | | | ★ |

※スケジュールは前後することがあります。

ひろしま企業健康宣言のステップアップ！



ひろしま企業健康宣言は、ステップアップ式でご参加いただけます。従業員様の健康のため、企業のPR力向上のため、広島支部は**御社のステップアップを応援**します！

Step1
「宣言証」を掲示

Step2
定期的な健康度チェック

Step3
広島支部からの認定

Step4
好循環の定着・拡大

Step5・6
広島県の表彰、経済産業省の認定



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

健康経営の取組状況が基準を充足された場合、広島支部が「**健康づくり優良事業所**」として、認定します。

健康づくりの取組みから「好循環」が生まれます。健康度の維持・向上、医療費の適正化に向けて取り組んでください。

健康経営のさらなるステップアップとして、「**広島県知事**」からの表彰制度があります。

経済産業省の「**健康経営優良法人認定制度**」では、従業員の健康づくりに積極的な優良企業であることを全国にアピールができます。
※なお、Step3の「健康づくり優良事業所」の認定を受けていなくても、健康経営優良法人の申請は可能です。



ヘルスケア通信簿やチェックシートで、健康課題や取組状況を確認します。

従業員・社内
外への周知

2 チェックシートやヘルスケア通信簿で健康度チェック

◆ チェックシートで自己採点

- 次の4～5ページに掲載の「**チェックシート（自己採点用）**」で、現在の自社での取組状況をチェックいただき、できることから従業員の皆様とともに健康づくりに取り組んでください。
- 協会けんぽ広島支部のホームページに「**チェックシート**」の項目に対応した「サポートツール」（案内文書やリーフレット等）を掲載していますので、従業員への周知にご利用ください。

HP掲載場所
はこちら

協会けんぽ広島支部>健康づくり
>ひろしま企業健康宣言に係るサポートツール

◆ ヘルスケア通信簿を活用

- 過去3年分の健診結果と医療費データを事業所ごとに分析し、健康課題を「見える化」した「**ヘルスケア通信簿**」を毎年12月～1月頃にお送りします（個人情報保護の観点から被保険者数10名以上の事業所様が対象です）。
※健康宣言事業所に限り、ご希望により8月から速報版の送付が可能です。
- 自社の健康課題に合わせて「**ヘルスケア通信簿から見つけよう健康課題!**」に掲載の「おすすめの事業所プラン」を参考に従業員の健康づくりを実施しましょう。



3 健康づくり優良事業所の認定

- 毎年5月頃にお送りする「**チェックシート（振り返り用）**」にて、前年度の実績が「**60点以上**」の事業所様を「**健康づくり優良事業所**」として「**認定証**」をお送りします。
- チェックシートは好事例集作成の参考にさせていただきます。

◆ 健康づくり優良事業所 認定証

- 「**健康づくり優良事業所 認定証**」は、取組実績に応じて、3段階（星の数や色）で表示するとともに、過去の認定実績についても「認定証」に掲載していますので、健康経営の継続的な取組をお願いします。



◆ 健康づくり優良事業所 認定ロゴマーク

- 令和4年度から「**健康づくり優良事業所 認定ロゴマーク**」を作成しました。自社の名刺等に認定ロゴマークを入れ、「健康づくり優良事業所」であることを社内外にアピールすることができます。



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

《認定証（見本）》

《ひろしま企業健康宣言》 チェックシート（自己採点用）



現在の自社の取組状況をチェックしましょう！ ※提出は不要です

質問を読んで、いずれかに○をご記入ください。

| 分野 | 質問 | できている | 概ねできている | できていない | 取組みの例 |
|---------------|--|------------------|------------------|-----------------|--|
| 健診・保健指導・重症化予防 | ① 《年齢は問わない》従業員全員が健診をどのくらい受診していますか？（やむを得ない場合は除く） | 10 受診率 80% 以上 | 6 受診率 50%～79% | 0 受診率 50% 未満 | ・労働安全衛生法で必要とされている定期健診の受診 |
| | ② 《40歳以上の従業員》協会けんぽの生活習慣病予防健診をどのくらい受診されていますか？ または、40歳以上の健診結果データを協会けんぽへ提供していますか？ | 10 受診率 80% 以上 | 6 受診率 50%～79% | 0 受診率 50% 未満 | ・協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」を利用している ・生活習慣病予防健診以外の健診（定期健診等）を受診している場合、「事業者健診結果データ提供の同意書」を協会けんぽへ提出 |
| | ③ 家族（被扶養者）の特定健診の受診勧奨をしていますか？ | 5 | | 0 | ・従業員に対して家族の特定健診受診を促すチラシの配布、ポスターの掲示、メールでの周知 |
| | ④ 経営者自身が健診を受けていますか？ | 3 | | 0 | ・経営者自身が健康診断を受け、積極的に健康づくりに取り組んでいる |
| | ⑤ 協会けんぽが実施する「特定保健指導」をどのくらい受診されていますか？ | 7 実施率 35% 以上 | 4 実施率 15%～35% | 0 実施率 15% 未満 | ・協会けんぽの特定保健指導を利用している ・健診同日に健診機関で特定保健指導を受診 |
| | ⑥ 健診の結果、特定保健指導の対象となった方がいた場合、保健指導を利用していますか。また、利用できる体制を整えていますか？ | 6 | | 0 | ・特定保健指導を利用している（対象者がいない） ・特定保健指導を受け入れる体制を整えている（実施場所の提供や、時間の出勤認定や特別休暇付与） |
| | ⑦ 健診結果に「要治療」「要精密検査」がある方に医療機関への受診を勧めていますか？ | 8 | | 0 | ・精密検査や治療が必要な従業員にチラシ、メール、面談等による受診勧奨 ・精密検査の費用を事業所が補助 ・精密検査または再診に要する時間の出勤認定や特別休暇付与 |
| 健康づくりの環境 | ⑧ 協会けんぽ健康保険委員（健康づくり担当者）を登録されていますか？ | 4 | | 0 | ・健康保険委員に登録している ・これから健康保険委員登録届を協会けんぽへ提出する |
| | ⑨ 健康づくりに関する企業方針について、従業員や社内外に周知していますか？ | 4 | | 0 | ・ひろしま企業健康宣言証を社内で掲示している ・ひろしま企業健康宣言にエントリーしていることや、健康づくりに関する方針等の自社のホームページ等で周知 |
| | ⑩ 従業員に対し、健康に関する研修又は、情報提供を行っていますか？ | 4 | | 0 | ・管理職や衛生管理者が外部主催の健康をテーマとした研修を受講し、内容を社内に伝達 ・従業員に対する個人宛通知、メール又は文書回覧等（掲示は除く）による健康をテーマとした情報提供の実施 ・協会けんぽ広島支部の「い・ろ・か（宣言通信）」、メールマガジンの回覧や「健康づくりの好循環ポスター」の掲示 |

| | | | | | |
|----------|---|--|-------------|--------------|---|
| 健康づくりの環境 | ⑪ | 健康経営の実践に向け、適切な働き方の実現に向けた取組を実施していますか？ | 4 | 0 | ・協会けんぽが送付するヘルスケア通信簿等を活用し、健康課題の改善に向けた取組を実施 ・(安全)衛生委員会等での健康課題の共有及びその対策を協議 |
| | ⑫ | 職場のコミュニケーションの促進に向けた取組を行っていますか？ | 4 | 0 | ・コミュニケーションの促進を目的としたイベント等の実施 ・コミュニケーションの促進を目的とした会社の費用負担による懇親会等の実施 ・リモート等で工夫した社内コミュニケーションの活性化の実施 |
| 食 | ⑬ | 従業員の飲み物や食生活に気を付けていますか？ | 5 | 0 | ・健康に配慮した仕出し弁当の利用促進 ・社員食堂における健康メニューの提供、栄養素やカロリー情報の表示 ・自動販売機の飲料を低糖・低カロリーのものに変更 ・飲酒に対する休肝日の推奨 |
| 運動 | ⑭ | 従業員の運動機会の増進に向けた取組を継続的にを行っていますか？ | 5 | 0 | ・徒歩や自転車での通勤の推奨 ・職場内での日々のラジオ体操やストレッチの実施 ・職場における階段利用の呼びかけ ・フィットネス利用料の会社負担 |
| 禁煙 | ⑮ | 受動喫煙防止策を講じていますか？(テナントや入居先での対策を含む) | 3 | 0 | ・敷地内禁煙の実施 ・建物内完全分煙化による非喫煙場所にたばこの煙や臭いが漏れない措置の実施 |
| | ⑯ | 従業員の喫煙率を下げするための取組を行っていますか？ | 3 | 0 | ・従業員に対して、喫煙の害について周知 ・禁煙外来治療費の補助、達成者への手当や表彰を行っている。 |
| 感染症予防 | ⑰ | 従業員の感染症予防対策の取組を行っていますか？ | 3 | 0 | ・人との接触を避けるための勤務ルール(在宅勤務、時差出勤等) ・職場の環境整備(換気、パージョン、会議室の利用人数制限、アクリル板の設置等) ・ワクチン接種に対する支援 ・感染症対策の業務継続計画(BCP)の策定 |
| 過重労働防止 | ⑱ | 時間外勤務の縮減や有給休暇取得の促進に向けた取組を行っていますか？ | 2 | 0 | ・定時消灯日、定時退社日の設定 ・命令時間以降、残っている従業員に対する管理職からの早期帰宅の呼びかけ ・超過勤務時間の削減を管理職の評価項目に設定 ・超過勤務時間削減のための業務見直し |
| | ⑲ | 管理職も含めた、従業員の超過勤務状況を把握し、長時間労働者への具体的な対策を講じていますか？ | 2 | 0 | ・過重労働防止に向けた具体的な対応策の策定及び実行 ・超過勤務時間が月80時間を超える労働者に対する産業医の面接指導の実施 ・退勤から出勤まで最低8時間の勤務時間インターバル設定 |
| メンタルヘルス | ⑳ | メンタルヘルス対策として、不調者へのサポート体制を整備していますか？ | 2 | 0 | ・メンタルヘルス不調者に向けた対策の策定 ・対象者に対する定期的な医療関係者(産業医等)面談の実施 ・対象者の復帰時における短時間勤務、業務制限等の配慮 |
| | ㉑ | ストレスチェックを実施し、自社の健康状態を把握していますか？ | 3 | 0 | ・厚生労働省推奨の「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に沿ったストレスチェックの実施 |
| 法令遵守 | ㉒ | 当該年度で労働基準監督署から指導または是正勧告を受けていませんか？ | 3 受けていない | 0 指導等を受けた | ・当該年度に労働基準監督署から指導または是正勧告を受けていない |

【自己採点結果】

点 / 100点

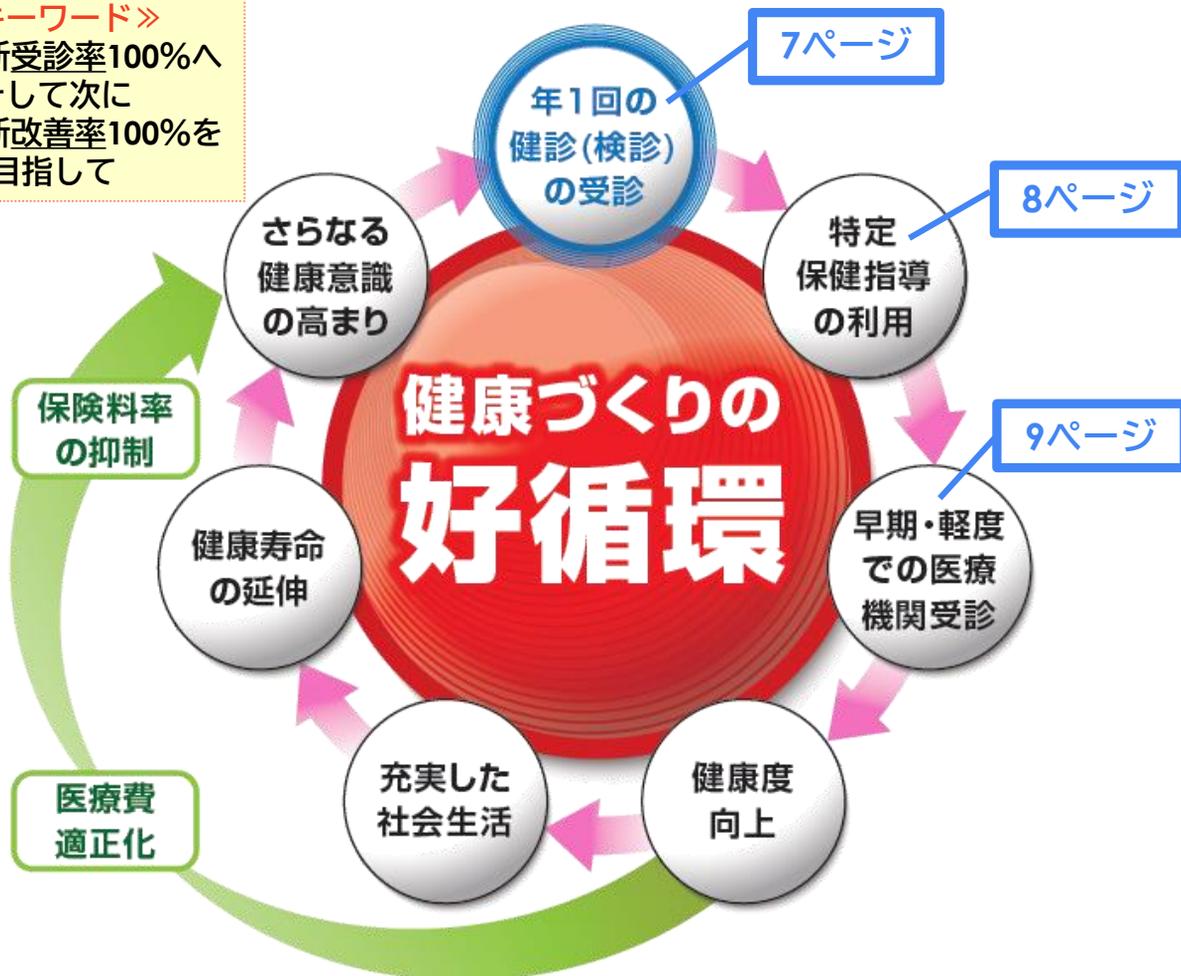
※5月頃にお送りするチェックシート(振り返り用)では、少し内容を変更する場合がございます。

4 「健康づくりの好循環」の定着・拡大に向けて

- 令和4年度からひろしま企業健康宣言の取組みにおいて、「健康づくりの好循環」の定着を目指して、次の7～9ページの「3つの項目」を必須項目として、健康づくりに取り組んでください。

《キーワード》

健康診断受診率100%へ
そして次に
健康診断改善率100%を
目指して



- 加入者の皆様が、年に一度必ず健診を受け、その結果により保健指導を受けたり、症状が軽いうちに医療機関に受診することで、健康度が上がり健康寿命が延びることが期待されます。これに伴い、高額な医療費の発生を抑えることが出来るため、保険料率の抑制につながります。
- このように、皆様の経済的負担を減らし、健康増進につながる行動の連鎖を、協会けんぽ広島支部では、「健康づくりの好循環」と呼び、定着を目指しています。



健康づくり講座のご案内（オンラインでの受講可能）

- 保健師や管理栄養士、健康運動指導士などの専門家による「健康づくり講座」を無料で開催しています。

《テーマ》 ●生活習慣病予防 ●がん予防 ●メンタルヘルス ●禁煙
●運動（ヨガ・ストレッチ）（肩こり・腰痛予防）（ウォーキング）

《実施方法》 ●事業所への訪問 または オンラインによる実施

《申込方法》 ●協会けんぽ広島支部ホームページ掲載の「健康づくり講座申込書」を印刷のうえ、FAXでお送りください。

※ひろしま企業健康宣言事業所で、5名以上の参加が条件です

4 (1) 定期健康診断受診率を100%に

健康宣言では、**従業員全員が健診を受診すること**が必須です。従業員の健康課題を把握し、必要な対策を講じる前提として、全従業員が定期健康診断を受診しましょう。

取組事例

ご担当者から対象者へ周知・勧奨

- 健診未受診者に対して、早期に受診するよう適切に勧奨する。
- 事業主は率先して、健康診断を受診する。

出勤体制の整備・補償など

- 定期健康診断に要する時間の出勤認定や特別休暇認定をする。
- 健診受診のための交通費を補助する。

健診内容が充実した「生活習慣病予防健診」を受診しましょう

協会けんぽでは、「**35歳以上の従業員（被保険者）**」を対象に「**生活習慣病予防健診**」を実施しています。定期健診の項目をすべて含み、がん検診もカバーしたお得な健診です。

| | 定期健康診断 (法定健診) | 協会けんぽの 生活習慣病予防健診 |
|---------------------|------------------|-------------------------------|
| 労働安全衛生法上の 定期健診項目 | ○ | ○ |
| 大腸がん検診 | × | ○ |
| 胃がん検診 | × | ○ |
| 乳がん検診 | × | ○ |
| 子宮頸がん検診 | × | ○ |
| 自己負担額 | 8,000円程度 | 18,865円相当が → 7,169円 |

メリットたくさん！
協会けんぽの
生活習慣病予防健診を
オススメします



※「生活習慣病予防健診」を受診すると、健診結果データは自動的に協会けんぽへ提供されます。

40歳以上の方で生活習慣病予防健診を利用しない場合は？

40歳以上の従業員（被保険者）の方で、生活習慣病予防健診を利用せず、「事業者（定期）健診」を受診している場合は、**健診結果データ**を提出してください。

手順 手続きは簡単2ステップ！

1 同意書を記入する

2 協会けんぽに送る

協会けんぽが
健診機関と直接
手続きします。

定期健康診断結果データ
提供に関する同意書は
ダウンロードできます



※健診機関からデータ提供が得られなかった場合は、**健診結果の写し**を提出いただく場合がございます。

4 (2) 特定保健指導の実施率を35%に

健診の結果、メタボリックシンドロームの判定となった方は、「特定保健指導」の対象となります。社内に対象者がいらっしゃる場合は、協会けんぽから事業所様にご案内しますので、「特定保健指導」を受けることができる環境整備をお願いします。

取組事例

ご担当者から対象者へ周知・勧奨

- 協会けんぽからお知らせが届いた際に、対象者の方へご案内。
- 健診当日に保健指導を受けられる健診機関を従業員にすすめる。

受け入れ体制の整備・補償

- 特定保健指導の実施場所の提供。勤務のシフト時間を調整する。
- 特定保健指導に要する時間の出勤認定や特別休暇認定をする。

特定保健指導実施までの簡単3ステップ

STEP 1

保健指導のご案内が、協会けんぽから届く

健診受診後（数か月後）、協会けんぽから対象者がいる事業所に「保健指導のご案内」が届きます。事業所ご担当者から、対象の方へご案内してください。

※ご案内後に事業所へ電話連絡させていただく場合があります。

日程調整と利用方法（下記①～④を選択する）

STEP 2

- ① 事業所へ訪問**
面談スペースの確保にご協力をお願いします
- ② ICT面談**
スマホやタブレットで遠隔面談！
コロナ禍でも安心です
- ③ 協会けんぽ 広島支部での面談**
事前予約が必要です
- ④ 医療機関での面談**
健診当日の保健指導がおすすめです（後日でも実施可）

STEP 3

特定保健指導の実施

当日は健康管理のプロ（保健師・管理栄養士）におまかせ！
※初回面談の所要時間は**30分程度**です。

無料

協会けんぽの保健指導はメリットいっぱい！
利用しないともったいない！

全国どこでも

OK

夜間も実施可能

OK

※時間帯は要相談

土日・祝日

OK

ICT面談実施

OK

健診当日、健診機関
で受診可能

OK



4 (3) 健診の結果「要治療・再検査」となった方へ受診勧奨

健診の結果、「**要治療・再検査**」となった方は、必ず早期に医療機関へ受診していただくよう事業所ご担当者様から対象の方へご案内をお願いします。

重症化予防のためにも、医療機関への早期受診がとても重要になります。

取組事例

ご担当者から対象者へ周知・勧奨

- 健診の結果、「要精密検査」「要治療」と判定された方に受診勧奨をする。
(文書、メール、声掛け)
- 精密検査や治療について、医療機関の受診結果の報告を義務付ける。

出勤体制の整備・補償など

- 再検査・治療に要する時間の出勤認定や特別休暇認定をする。
- 組織をあげて、受診時間の確保のために業務のサポートを行う。

健診結果を確認のうえ、医療機関への受診勧奨を

早期に受診することで、重篤な疾病の早期発見につながります。また、コロナ禍だからと受診を控えることは健康状態の悪化や抵抗力の低下につながり、**新型コロナウイルス感染症の重症化リスク**を高めることにもなってしまいます。



要経過観察

- 生活習慣を改善し、定期的に検査を受けましょう。
- 次回の健診で、「要治療」と判定されないよう、生活習慣の改善に努めましょう。

要精密検査

- 医療機関での**精密検査**が必要です。
- 要精密検査の結果が出たら、なるべく早く受診して異常の有無を確認しましょう。

要治療

- **治療**が必要です。
- 要治療の結果が出たら、なるべく早く受診して適切な治療を受けましょう。

● 生活習慣病の重症化による医療費と入院リスク

生活習慣病が重症化すると長期入院や長期治療が必要となります。

出典：平成24年東京都保険者協議会医療費分析部会

| 傷病 | 1人当たり年間医療費 | 入院期間 | 病気になった後の負担 |
|------|------------|----------------|----------------------|
| 脳梗塞 | 112万円 | 35.5日 | 片麻痺・言語障害等の後遺症 |
| 脳出血 | 177万円 | 46.2日 | 片麻痺・言語障害等の後遺症 |
| 心筋梗塞 | 195万円 | 17.9日 | 再発の不安 |
| 腎不全 | 540万円 | 156日 (通院日数) | 透析による定期通院 (週3回程度) |

5 広島県健康経営優良企業表彰制度

- 令和2年度より、従業員の健康増進に力を入れる「健康経営」の取組みにおいて他の模範となるべき優れた成果をあげた企業を**広島県知事**が**表彰**しています。
- 「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」の認定を受け、健康経営に係る取組みを積極的かつ先進的に実施している企業の中から、広島県が運営する表彰審査会において決定されます。



令和2年度表彰事業所

| |
|---------------------|
| 株式会社オガワエコノス 様 (府中市) |
| 三光産業株式会社 様 (広島市) |
| 株式会社熊平製作所 様 (広島市) |



令和3年度表彰事業所

| |
|-----------------------|
| 社会福祉法人アundanテ 様 (福山市) |
| 楠原壘罐詰工業株式会社 様 (広島市) |
| ベンダ工業株式会社 様 (呉市) |

6 健康経営優良法人認定制度 (経済産業省)

- 経済産業省と日本健康会議では、特に優れた健康経営を実践している法人を顕彰する制度「**健康経営優良法人認定制度**」を実施しています。
- 例年8月下旬から経済産業省のホームページで受付が開始され、3月に認定法人を発表しています。
- 健康経営優良法人の申請には「**ひろしま企業健康宣言**」の**エントリーが必須**です。

※協会けんぽ広島支部の「健康づくり優良事業所」の認定を受けていなくても、健康経営優良法人の申請は可能です。

健康経営優良法人 中小規模法人部門の認定法人数 (広島県)



◆ 健康経営優良法人のロゴマーク

- 健康経営優良法人認定「ロゴマーク」の取得で使用可能になります。従業員の健康づくりに積極的な「優良企業」であることを全国にアピールができます！

取引先に 求人へ



(赤色：大規模法人部門)



(緑色：中小規模法人部門)



◆ 健康経営優良法人サポートブックによる申請サポート

- 協会けんぽ広島支部で作成した「**健康経営優良法人サポートブック (中小規模法人部門)**」の冊子をお送りし、申請のサポートをします (サポートブックは9月頃発送予定)。
- 協会けんぽ広島支部においては、入力された健康経営優良法人の申請書について、適宜内容を確認してアドバイスを行っています (任意)。





健康管理のための公的な機関（無料で利用可能）

「メンタルヘルス対策」や「ストレスチェック」に関することはこちらにご相談ください。

◆ 広島産業保健総合支援センター

《対象》 (さんぽセンター)
事業場で産業保健活動に携わる産業医・保健師・衛生管理者をはじめ、事業主・人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応等の支援を行います。

《内容》

- 産業保健関係者に対する専門的研修
- 産業保健関係者からの専門的相談対応
- 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援（ストレスチェック含む）
- 治療と仕事の両立支援
- 事業主・労働者向けの啓発セミナーの実施

◆ 地域産業保健センター

《対象》 (地さんぽ)
労働者50人未満の小規模事業場の事業者や働く人を対象に、メンタルヘルス対策や保健指導などのサービスを提供しています。

《内容》

- 労働者の健康管理（メンタルヘルス含む）に係る健康相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

お問合せ

- 独立行政法人労働者健康安全機構 広島産業保健総合支援センター
TEL：082-224-1361 E-mail：info@hiroshimas.johas.go.jp
- 地域産業保健センター（県内9か所） ホームページからチェック



健康経営の普及促進に向けた連携

協会けんぽ広島支部では生命保険会社、損害保険会社などの民間企業とも連携し、健康経営に取り組む事業所を支えています。

《サポート内容》

- 健康経営支援ツール・プログラム
- 健康経営及び優良法人セミナーの開催
- 健康経営優良法人認定のコンサルティング
- 企業向け支援ツール
・健康経営診断、ストレスチェック支援等
- 社員向け支援ツール
・メンタル・健康・介護相談ダイヤル

健康経営の普及促進に向けた協力事業者

- アクサ生命保険株式会社
- 住友生命保険相互会社
- 大同生命保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- AIG損害保険株式会社
- SOMPOひまわり生命保険株式会社
- 日本生命保険相互会社
- 大塚製薬株式会社
- 明治安田生命保険相互会社
- 第一生命保険株式会社
- 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 株式会社 ハンズ
- 有限会社 ハナキ保険企画 (締結順)



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所
(シルバー)



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所
(ゴールド)



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所
(ブロンズ)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3

すべての人に
健康と福祉を



8

働きがいも
経済成長も



お問合せ
先



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

TEL:082-568-1014(企画総務グループ)

〒732-8512

広島市東区光町 1-10-19
日本生命広島光町ビル2階

受付時間:平日8:30~17:15